

さえき社労士事務所だより

ご連絡先：熊本市新屋敷 3 丁目 12-16 法務ビル 3 階
電話/096 - 363-2017 FAX/096-202-2380
e-mail: saeki.sr@san.bbiq.jp * 労務相談メール受付中



「雇用」や「賃金」に対する企業の考え方

◆「企業経営と賃金に関する調査」

独立行政法人労働政策研究・研修機構において、平成 20 年 12 月に「今後の企業経営と賃金のあり方に関する調査」結果が発表されました。

◆雇用・賃金体系に対する考え方

雇用に対する考え方として、できるだけ社員を長期雇用したいと回答した企業が約 7 割で、従業員の生活を保障するのは会社の務めと回答した企業は 9 割近くとなっています。

賃金体系では、過去 5 年程は年齢・勤続・学歴を重視する「個人属性重視型」が 40.5%で最多でしたが、今回は職務遂行能力を重視する「職能重視型」が 33.2%と最も多くなっており、成果主義賃金の典型である「短期成果重視型」は 8.6%にとどまっています。

賃金制度を見直すにあたって重視する点では、過去、今後のいずれも「職務遂行能力」や「成果」を把握して賃金に反映させたいが、それぞれ 6 割強となっています。

◆「職務遂行能力」を重視へ

近年の不景気で、非正社員だけでなく、正社員でも「雇用の安定」を求めにくい状況となっていますが、企業側としては、将来の労働力不足より「長期雇用、人材の確保」を目指していることがうかがえます。

今後は、職務遂行能力を向上させるための教育制度やその雇用管理の改善に関する充実がより求められるのではないのでしょうか。

「ワークルールチェッカー」の診断結果

◆15 万アクセス突破

連合は、今年 2 月に開設した、労働条件簡易診断 Web サイトの「ワークルールチェッカー」(<http://www.work-check.jp/>) のアクセスが 15 万件に達したと発表しました。

◆回答の多くに労働法令違反の可能性

「ワークルールチェッカー」は、Web サイトにアクセスし、9 つの設問の中から該当する項目にチェックを入れることで、職場の法令遵守度合いを点検できる仕組みです。

主な設問は次の通りで

- ・労働時間・休日・賃金・業務内容などの労働条件を書面でもらっていない。
- ・仕事上の病気・ケガをしたら、会社から「自分で治せ」と言われた。
- ・有給休暇がもらえない、あっても取りづらい。
- ・会社で健康診断を受ける機会がないか、自腹で健康診断をしている。
- ・仕事中にミスをしたら、罰金をとられる。等々があります。

労使トラブルが後を経ちません。

労使紛争になれば時間、労力、金銭… 不要なことばかりでしこりを残します。

社員の成長あってこそ事業も成長するもの。トラブル防止の観点だけでなく、組織づくりとして雇用管理の改善や人材育成を通して、組織活性化をはかってみられませんか？

